

様式第二十九(第十八条第二項関係)(日本産業規格A列4番)

特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定をしない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者 殿

国土交通大臣 印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第23条第1項の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定をしないこととしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第18条第2項の規定により通知書を交付します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称
3. 理由